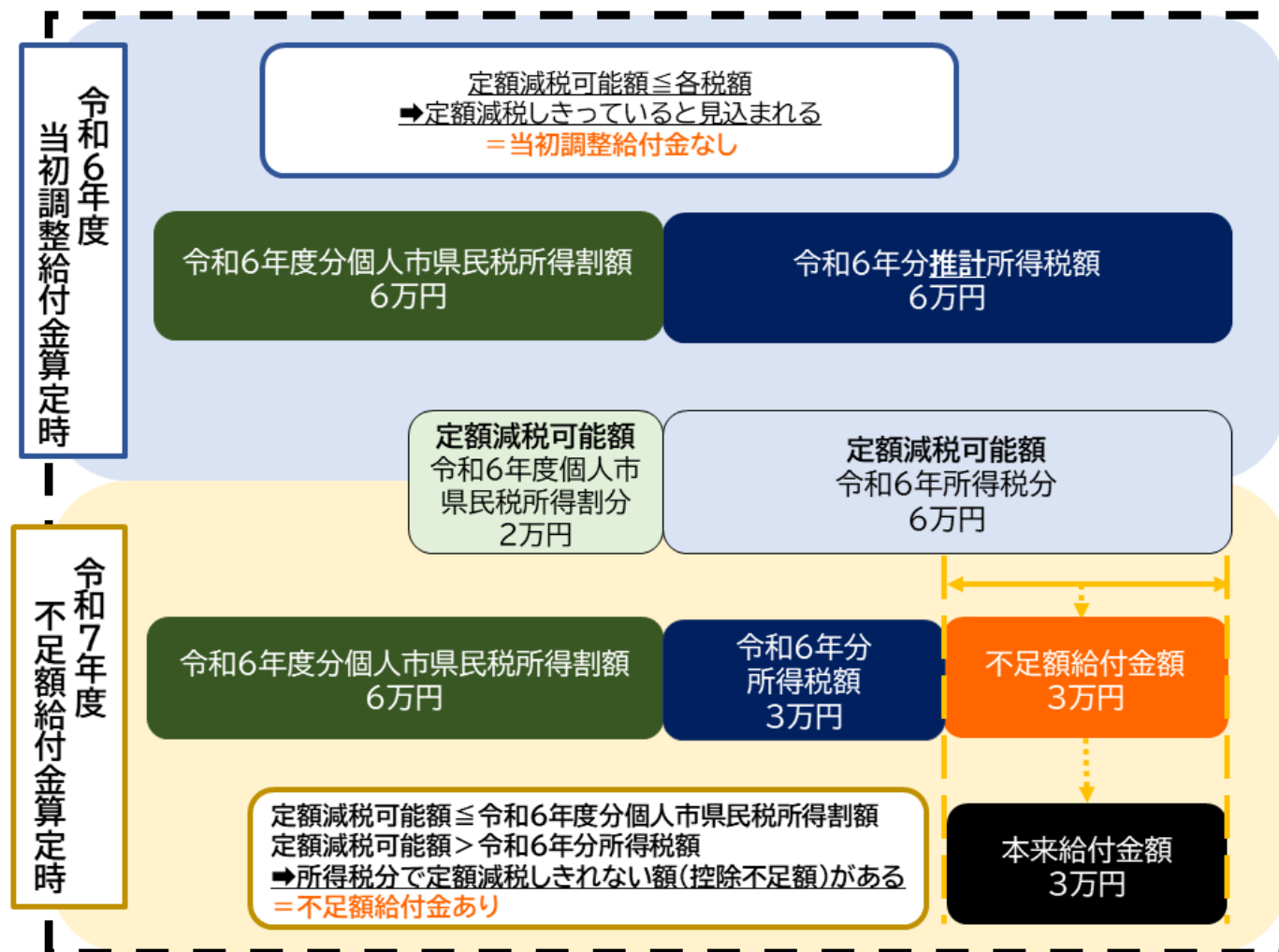


当初調整給付金には該当せず不足額給付金(1)のみ該当する場合

令和6年度当初調整給付金算定時に控除不足額がなく支給対象とならなかった方も、令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額(≒令和5年分所得税額)よりも減って、控除不足額が生じることで、不足額給付金(1)の支給対象となる場合があります。この場合、該当する給付金は不足額給付金(1)のみです。

例: 本人 + 扶養親族1名(各税額は定額減税前のもの)



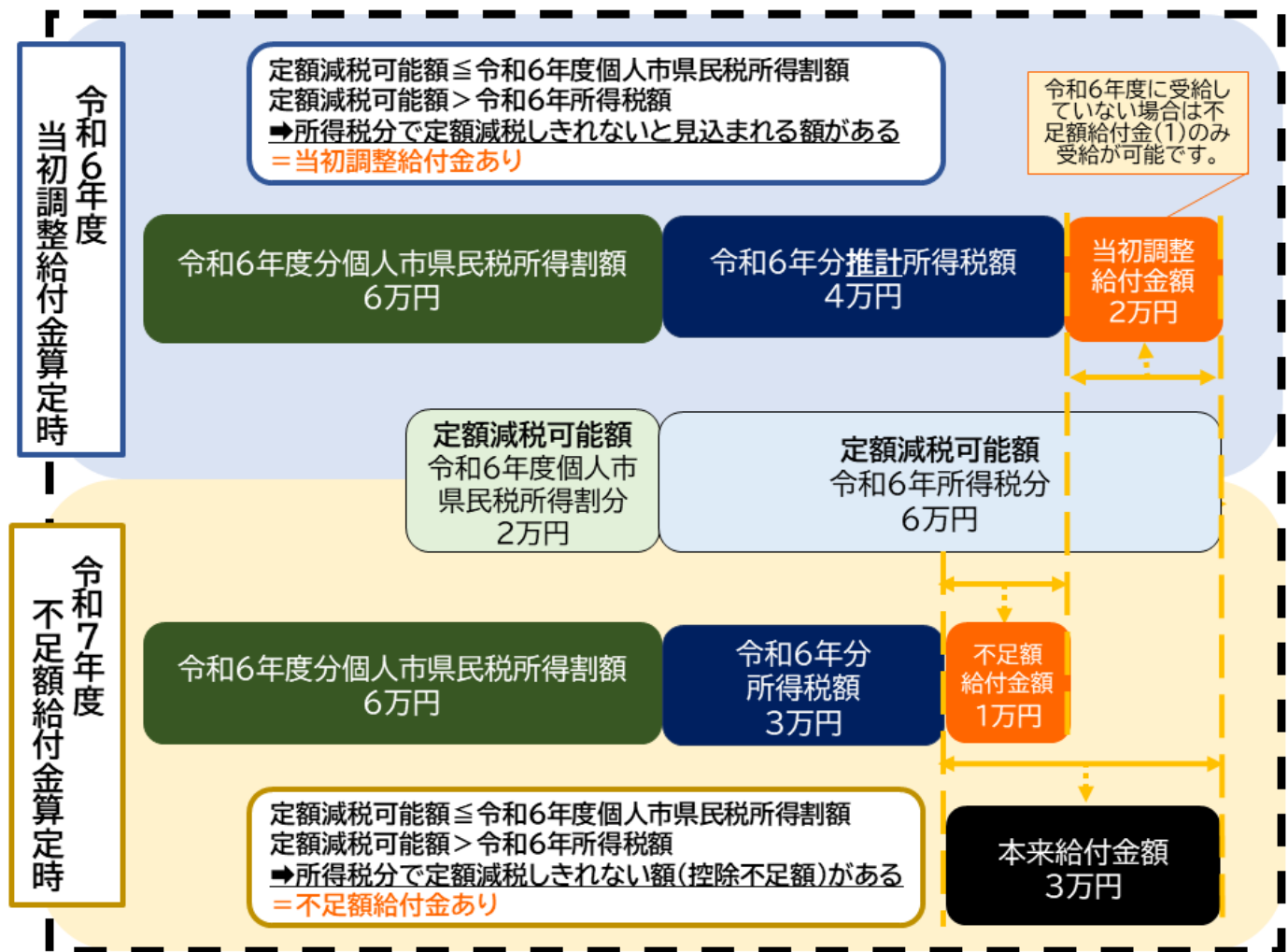
上記の例の場合、令和6年度当初調整給付金算定時には、定額減税可能額が各税額と同じ、あるいは税額より少なかったため、定額減税しきれると見込まれ、当初調整給付金に該当しません。

その後、令和7年度に改めて給付金額を算定した結果、所得税分について定額減税可能額が税額よりも3万円多いため本来給付金額は3万円となり、当初調整給付金額に該当していないため、令和7年度の不足額給付金額も3万円です。

当初調整給付金と不足額給付金(1)のどちらも該当する場合

令和6年度当初調整給付金算定時に控除不足額があり支給対象となった方も、令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額(≒令和5年分所得税額)よりも減って、更に控除不足額が発生する等で、不足額給付金(1)の支給対象となる場合があります。この場合、該当する給付金は当初調整給付金と不足額給付金(1)の両方ですが、不足額給付金(1)の給付額は、本来給付金額と当初調整給付金額の差額分のみです。

例:本人+扶養親族1名(各税額は定額減税前のもの)



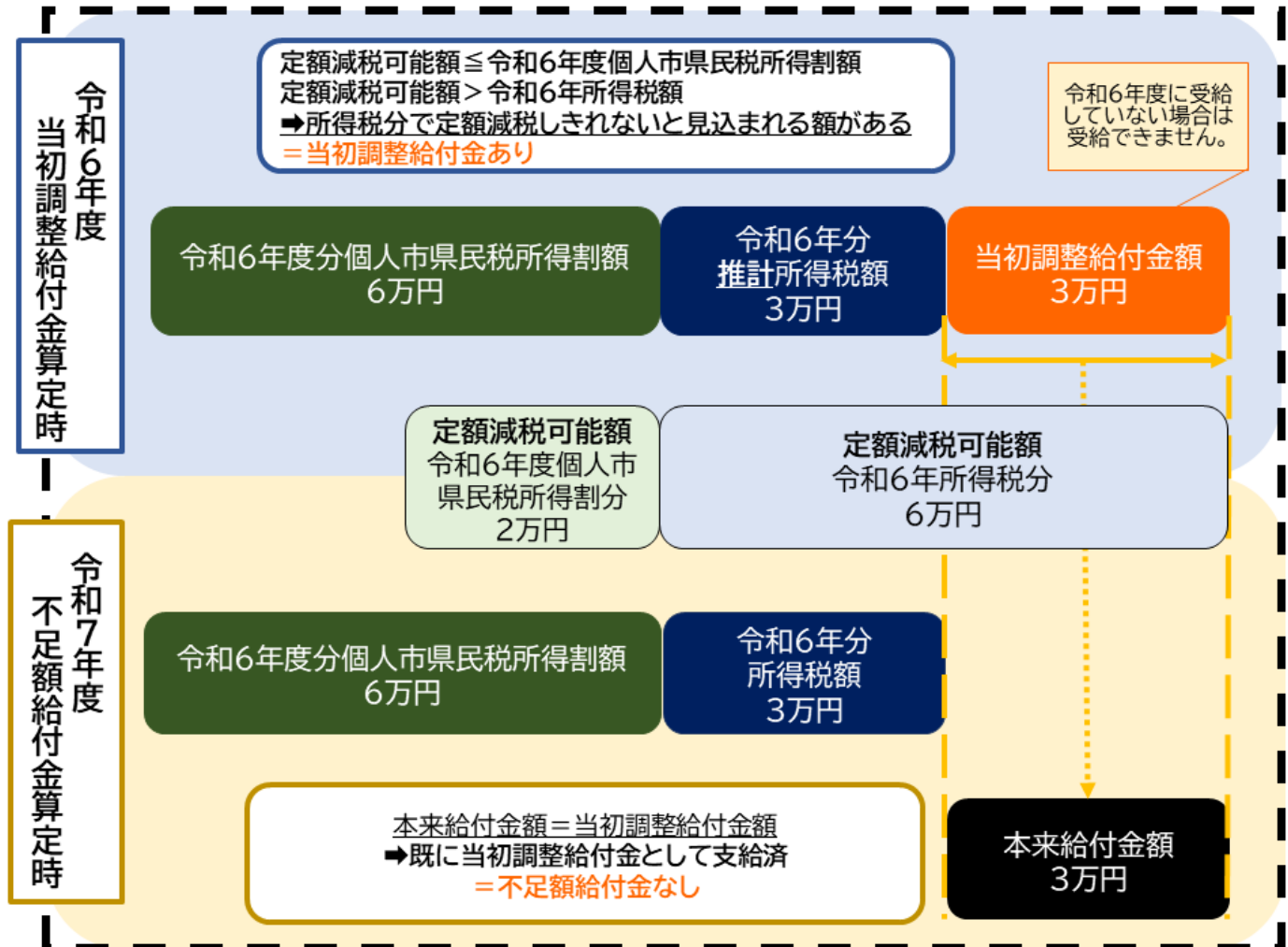
上記の例の場合、令和6年度当初調整給付金算定時には、令和6年分推計所得税(≒令和5年分所得税)について、定額減税可能額が推計所得税額より2万円多いため、定額減税しきれないと見込まれる金額(控除不足見込額)は2万円であり、その金額が当初調整給付金に該当します。

その後、令和7年度に改めて給付金額を算定した結果、所得税分について定額減税可能額が税額より3万円多いため、本来給付金額は3万円です。しかし、当初調整給付金額として既に2万円が該当しているため、令和7年度の不足額給付金額は1万円です。

当初調整給付金のみ該当する場合

令和6年度当初調整給付金算定時と令和7年度不足額給付金算定時の給付金額が同じ場合、当初調整給付金が既に該当しているため、令和7年度不足額給付金算定時に控除不足額が生じても、不足額給付金(1)には該当しません。

例: 本人 + 扶養親族1名(各税額は定額減税前のもの)



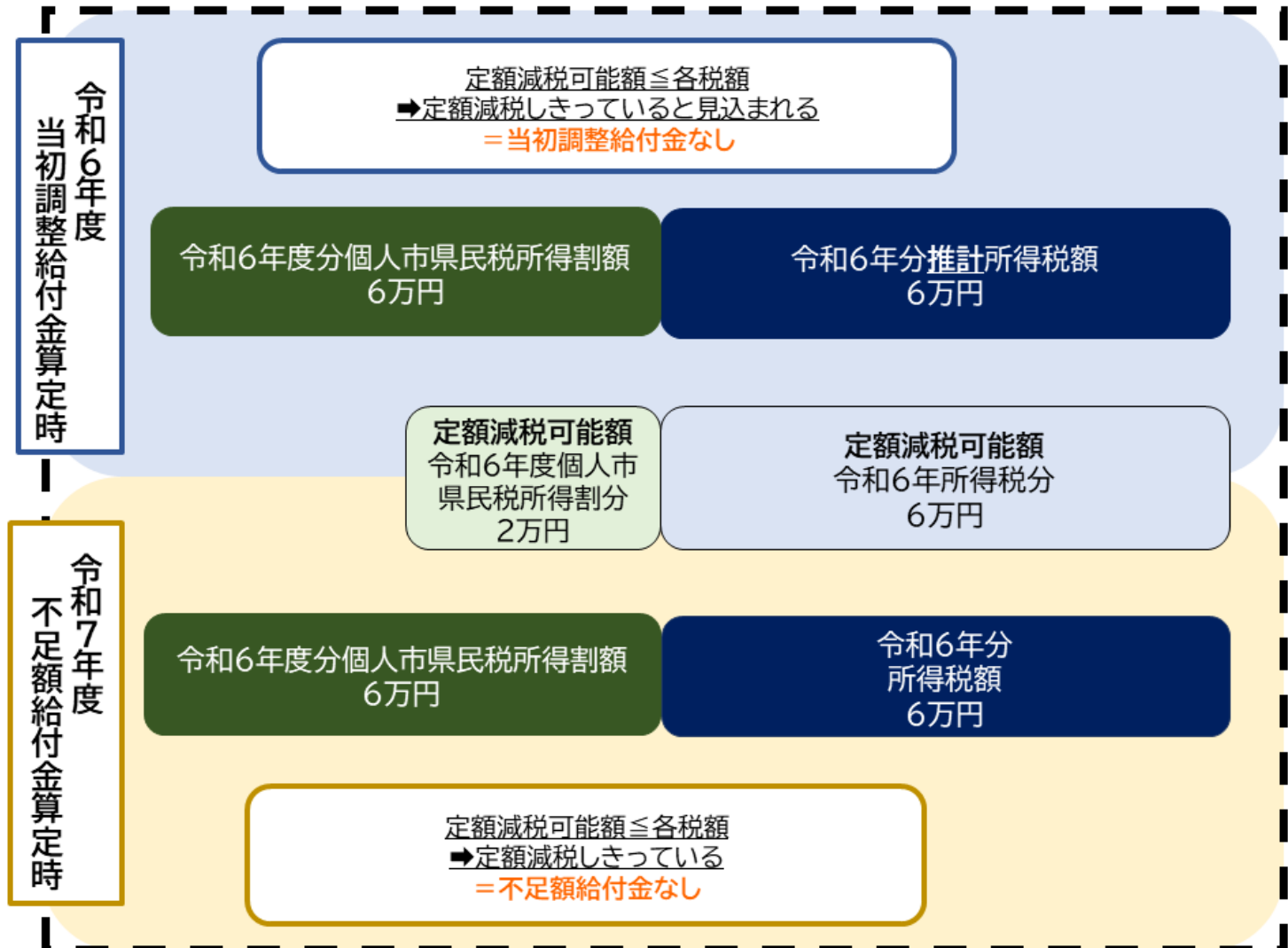
上記の例の場合、令和6年度当初調整給付金算定時には、令和6年分推計所得税(≒令和5年分所得税)について、定額減税可能額が推計所得税額より3万円多いため、定額減税しきれないと見込まれる金額(控除不足見込額)は3万円であり、その金額が当初調整給付金に該当します。

その後、令和7年度に改めて給付金額を算定した結果、所得税分について定額減税可能額が税額より3万円多いため、本来給付金額は3万円です。しかし、当初調整給付金額として既に3万円が該当しているため、令和7年度の不足額給付金はありません。

当初調整給付金と不足額給付金のどちらも該当しない場合

令和6年度当初調整給付金算定時および令和7年度不足額給付金算定時ともに定額減税しきれている(控除不足額が発生しない)場合、当初調整給付金および不足額給付金はどちらも該当しません。

例: 本人 + 扶養親族1名(各税額は定額減税前のもの)



上記の例の場合、各定額減税可能額が各税額と同じ額あるいは少ないため、定額減税しきれないと見込まれる額(控除不足見込額)は0円。よって当初調整給付金は該当しません。

その後、令和7年度に改めて給付金額を算定した結果、令和6年度当初調整給付金算定時と同じく各定額減税可能額が各税額と同じ額あるいは少ないため、本来給付金額は0円。当初調整給付金と同様、不足額給付金も該当しません。

その他、令和6年分所得税額および令和6年度個人市県民税所得割額のどちらの税額も0円の場合についても、不足額給付金(1)には該当しません。

ただし不足額給付金(2)に該当する場合があります。不足額給付金(2)の該当要件については、「不足額給付金(2)のくわしい説明」をご覧ください。